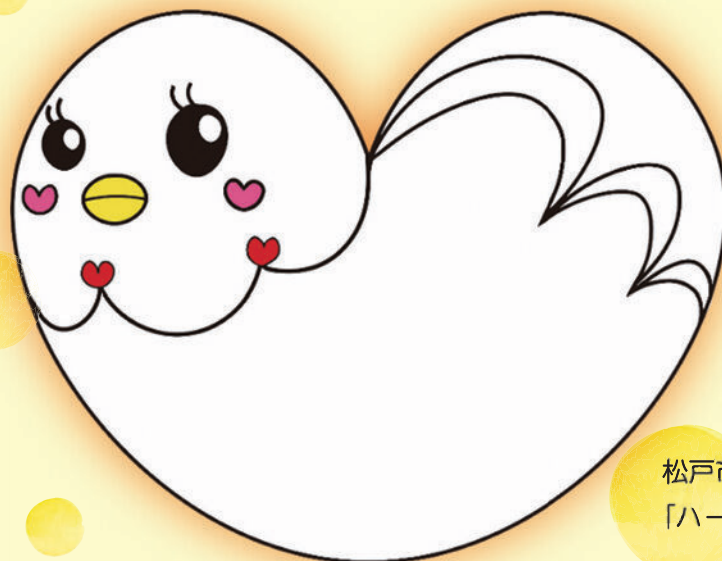


令和2年4月1日施行

松戸市虐待防止条例

虐待のない誰もが安心して暮らせるまち

まつど



松戸市虐待防止推進キャラクター
「ハートはと」

虐待は許されない行為ですが、虐待をする人は、過去の体験で心身に傷を負っていたり、様々な背景のなかで追い詰められている可能性があります。その場合、その人を責めるだけでは問題解決できず、むしろ家庭が地域から孤立して、状況が悪化することも少なくありません。

虐待の予防には、周囲の温かい支えと適切な支援、何より当事者を孤立させないことが大切です。

松戸市虐待防止条例市民アンケート

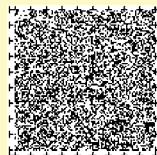
回答期間
令和8年7月1日～令和8年12月31日

アンケートをお答えいただいた方には先着で
「松戸市虐待防止推進キャラクターハートはと」の
ミニタオルをプレゼントいたします。



アンケートの
回答はこの
QRコードより

ユニボイス



松戸市こども家庭センター・地域包括ケア推進課・障害福祉課・指導監査課

虐待の相談を支援のきっかけに！



どこに相談したらいいの？

相談先は下記のとおりです。匿名での相談も可能です。相談者や相談内容についての秘密は守られます。

	名 称	時 間	電話番号／FAX
児 童	児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間365日対応	☎ 1 8 9
	松戸市こども家庭センター	9:00～16:30	☎ 047-366-3941 FAX 047-366-3901
	千葉県松戸児童相談所	9:00～17:00	☎ 047-710-0270
高 齢 者	松戸市高齢者いきいき安心センター (地域包括支援センター)	平日 8:30～17:00	各センター連絡先 (松戸市公式HP) 
	松戸市地域包括ケア推進課	平日 9:00～16:30	☎ 047-366-7343 FAX 047-366-7748
障 害 者	松戸市障害者虐待防止・ 障害者差別相談センター	8:30～19:00	☎ 047-366-8376
	松戸市障害福祉課	9:00～16:30	☎ 047-366-7348 FAX 047-366-7613

※ 施設等の高齢者・障害者虐待は指導監査課へ ☎ 047-366-4101



相談したらどうなるの？

状況を把握するための調査、再発防止のための養護者との面談、必要なサービスの紹介などを行います。状況によっては、安全確保のため対象者を保護することもあります。



虐待にあたるのか分からない

虐待が疑われる場合、確信が持てなくても、虐待かどうかは自分で判断せず、まずは上記の相談先に連絡してみてください。

虐待の サイン (一例)

- 身体に不自然なキズやあざがある
- 怒鳴り声や泣き声、大きな物音がする
- 汚れた服を着続けていたり、髪や爪が伸びたままで汚い

詳しくは

松戸市虐待防止条例

検索

<https://www.city.matsudo.chiba.jp/matsudodeikiiki/mokuteki/soudan/gyakutaiboushizyoure.html>

松戸市公式HP



皆さんの「小さな気づき」が、「その方を支えること」につながります！